

# 指定代理請求特約のご案内

指定代理請求特約とは被保険者に代わって、指定代理請求人が保険金・給付金等を請求できる特約です。

この特約により、被保険者が保険金・給付金等を請求できない事情がある場合は、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が被保険者に代わって保険金・給付金等を請求することができます。

保険料は  
不要

こんな場合にも速やかにご請求いただけます。

## Case 1

事故や病気等で  
寝たきり状態となり、  
意思表示が困難で  
あるとき



## Case 2

がん等に罹患した事実を  
医師から告知されておらず、  
ご家族のみが知っている  
とき



## 指定代理請求の対象となる保険金・給付金等

- 被保険者が受取人となる高度障害保険金、特定疾病保険金、リビング・ニーズ保険金等
- 被保険者が受取人となる入院給付金、手術給付金等
- 被保険者と契約者が同一の場合の保険料の払込免除

## 指定代理請求人の範囲

契約者は、被保険者の同意を得て、**被保険者の戸籍上の配偶者**または**被保険者の3親等内の親族**から指定代理請求人1名を指定することができます。

### 指定代理請求人も請求できない場合…

指定代理請求人が指定されていない場合や、指定代理請求人も請求できない事情があるときなどには、被保険者の ① 戸籍上の配偶者 ② 親または子 ③ 兄弟姉妹の順位で被保険者に代わって保険金・給付金等を請求することができます。これを代理請求といいます。

詳細については、「ご契約のしおり/約款」を必ずご覧ください。

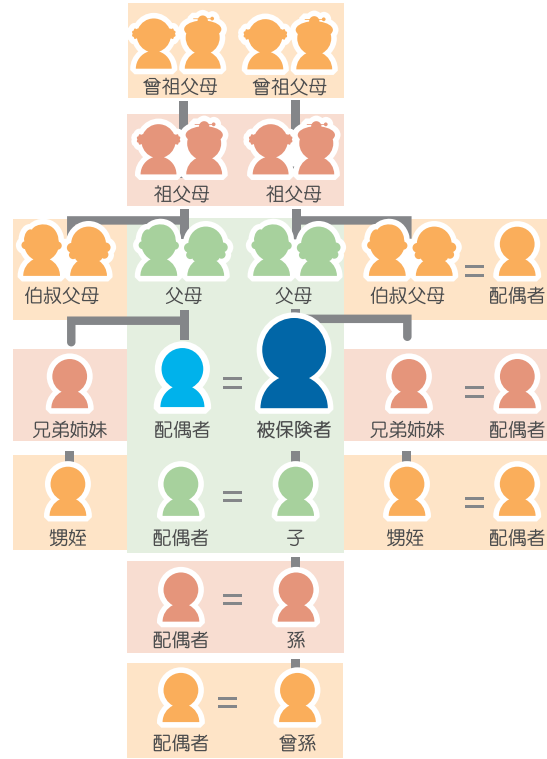
## Q&A

**Q1** 3親等内の親族の範囲はどこまでですか？

**A1** 右記の図の範囲となります。

- ・第1親等
- ・第2親等
- ・第3親等

※二重線は配偶者関係を表します。



### ご注意

戸籍上の配偶者とは事実婚は含みません。  
また、請求時に被保険者との婚姻関係を解消して戸籍上の配偶者でないときは、指定代理請求はできません。

**Q2** 指定代理請求特約を付加するにはどうしたらいいですか？

**A2** 新規にお申込みいただく場合は、特に反対のお申し出がない限り自動的に付加されていますので、申込書上で指定代理請求人をご指定ください。既にご契約のあるお客さまは、書類のご提出が必要となります。詳しくはカスタマーサービスセンターへお問い合わせください。

**Q3** 指定代理請求人は変更できますか？

**A3** できます。変更をご希望の場合は、カスタマーサービスセンターへご連絡ください。

## ご注意いただきたいこと

- ・指定代理請求人が故意または重大な過失により、被保険者を保険金・給付金等を請求できない状態に該当させたときは、指定代理請求はできません。
- ・指定代理請求、代理請求をされることにより被保険者がその請求の理由を知る可能性がありますので、請求に際してはご注意ください。
- ・契約者が法人（かつ死亡保険金受取人）の場合は、この特約は適用になりません。保険期間の途中で契約者が法人に変更された場合も同様です。
- ・指定代理請求人または代理請求人に保険金・給付金等をお支払いした場合、その後重複して請求を受けても保険金・給付金等をお支払いしません。
- ・既存の主契約、特約に指定代理請求または代理請求の規定がある場合でも、この特約を付加した場合にはこの特約の規定が優先します。

### ■ご契約の際には「ご契約のしおり／約款」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり／約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等について記載したものです。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。  
〈「ご契約のしおり／約款」記載事項の例〉

- クーリング・オフ
- 告知義務違反
- 保険金等を支払わない場合
- 解約に関するご注意
- 契約内容の変更 など

【生命保険募集人について】 オリックス生命の社員や生命保険募集人（オリックス生命の生命保険代理店を含む）は、お客さまとオリックス生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してオリックス生命が承諾したときに有効に成立します。



カスタマーサービスセンター

平日9:00～18:00  
(土日祝日、年末年始は休み)



**0120-506-094**



オリックス生命保険株式会社

本社／〒163-0923 東京都新宿区西新宿2-3-1  
新宿モリス  
TEL:03-5326-2600  
http://www.orix.co.jp/ins/

●お問合せは